

第3章

科学技術システムの改革

第1節 ■ 研究開発システムの改革

1 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

(1) 競争的な研究開発環境の整備

競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金については、その効果を最大限に発揮するための制度改革を推進しつつ、基本計画で掲げられた目標を踏まえ拡充を図った。

各府省の競争的資金一覧を示す（第3-3-1表）。

第3-3-1表 ▶ 競争的資金総括表

府省庁名	担当機関	制度名	平成16年度 予算額 (百万円)	平成16年度 間接経費 導入額 (百万円)	平成17年度 予算額 (百万円)	平成17年度 間接経費 導入額 (百万円)
内閣府	食品安全委員会事務局	食品健康影響評価技術研究	-	-	123	28
	沖縄県産業振興公社	沖縄産学官共同研究の推進	-	-	401	0
	小計		-	-	524	28
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	3,033	632	3,181	708 (上限)
	情報通信研究機構	情報通信分野における基礎研究推進制度	304	39	206	47 (上限)
	情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発	748	0	640	18 (上限)
	情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進制度	10,400	2,400	10,300	2,377 (上限)
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	300	68	370	67 (上限)
小計		14,785	3,139	14,696	3,217 (上限)	
文部科学省	本省、日本学術振興会	科学研究費補助金	183,000	13,553	188,000	14,255
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業	46,329	2,958	47,595	2,993
	本省	科学技術振興調整費	38,600	3,623	39,500	4,085
	本省	21世紀COEプログラム	-	-	38,171	1,470
	本省	キーテクノロジー研究開発の推進 (ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT)	-	-	7,874	2,362 (上限)
	本省	地球観測システム構築推進プラン	-	-	1,017	208 (上限)
	本省	原子力システム研究開発事業	-	-	12,145	12,145 (上限)
	科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業	3,300	690	4,000	861
	本省/科学技術振興機構	独創的革新技術開発研究提案公募制度/革新技術開発研究事業	3,316	170	3,208	560
	本省	大学発ベンチャー創出支援制度	1,634	337	25	0
	科学技術振興機構	大学発ベンチャー創出・育成事業	2,697	177	-	-
	科学技術振興機構	独創的シーズ展開事業	-	-	9,674	813
	科学技術振興機構	重点地域研究開発推進事業	-	-	4,980	33
	科学技術振興機構	地域結集型共同研究事業	-	-	4,675	4
	本省	未来開拓学術研究費補助金	3,576	0	-	-
小計		282,453	21,508	360,865	39,789 (上限)	
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	37,930	2,434	38,187	1,655 (上限)
	医薬品医療機器総合機構	保健医療分野における基礎研究推進事業	2,224	444 (上限)	2,224	444 (上限)
小計		40,154	2,878 (上限)	40,411	2,099 (上限)	

省庁名	担当機関	制度名	平成16年度 予算額 (百万円)	平成16年度 間接経費 導入額 (百万円)	平成17年度 予算額 (百万円)	平成17年度 間接経費 導入額 (百万円)
農林水産省	農業・生物系特定産業技術研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	4,030	614	4,455	825
		新事業創出研究開発事業	735	0	-	-
	農業・生物系特定産業技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	1,760	329	2,670	521
	本省	農林水産・食品分野における民間研究助成	-	-	1,433	207
	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業	560	0	-	-
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	3,000	675	3,846	872 (上限)
	小計		10,084	1,618	12,403	2,425 (上限)
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	5,821	1,099	6,164	6,164 (上限)
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	大学発事業創出実用化研究開発	-	-	3,162	3,162 (上限)
	本省	地域新生コンソーシアム研究開発	-	-	13,720	13,720 (上限)
	本省	革新的実用原子力技術開発	-	-	2,183	2,183 (上限)
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型研究	-	-	4,586	4,586 (上限)
	小計		5,821	1,099	29,815	29,815 (上限)
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度	445	35	444	44
	本省	建設技術研究開発助成制度	250	53	350	75
	小計		695	88	794	119
環境省	本省	地球環境研究総合推進費	3,015	232	3,015	396 (上限)
	本省	環境技術開発等推進費	815	139	815	188 (上限)
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	1,150	141	1,150	160 (上限)
	本省	地球温暖化対策技術開発事業	1,634	490 (上限)	2,676	803 (上限)
	小計		6,614	1,002 (上限)	7,656	1,547 (上限)
	合計		360,606	31,332 (上限)	467,163	79,039 (上限)

平成17年度においても、「競争的研究資金制度改革について（意見）」（平成15年4月、総合科学技術会議）を踏まえ、間接経費の一層の拡充、一連の業務を一貫して管理する体制整備のために研究経歴のあるプログラムオフィサーを各配分機関に配置する等の制度改革が進められた。

●各府省の競争的資金

①内閣府

内閣府では、食品添加物、化学物質、微生物・ウィルス、プリオンなど食品に関する様々な危害要因について科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）を円滑に実施するため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する研究の推進を目的とする「食品健康影響評価技術研究」等を実施している。

②総務省

総務省では、情報通信技術の研究開発力の向上及び競争的な研究環境の形成による研究者のレベルアップを図り、世界をリードする知的財産を創出していくため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を積極的に推進することを目的として、「戦略的情報通信研究開発推進制度」等を実施している。

また、消防防災分野が直面する課題を解決するため、救助資機材の高性能化や瓦礫下の生存者の迅速・効率的な探査方法の開発など、我が国が直面する消防防災に係る課題の解決に当たり、実用的かつ意義が大きな技術開発・研究を推進することを目的として、「消防防災科学技術研究推進制度」を実施している。

③文部科学省

科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とし、ピア・レビュー（注）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。

戦略的創造研究推進事業は、今後の科学技術の発展や新産業の創出につながる新技術を生み出すことを目的とし、社会・経済ニーズを踏まえ文部科学省が設定した戦略目標の下、科学技術振興機構が研究領域を設け、重点4分野を中心とした基礎研究を戦略的に推進している。

科学技術振興調整費は、総合科学技術会議の方針に沿って文部科学省が運用する競争的資金であり、科学技術基本計画における政策目標を実現するため、先導的・横断的な取組を行っている。平成17年度からは、科学技術連携施策群の中で補完的に実施すべき研究開発課題を設定するプログラム「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進」の公募を開始している。

21世紀COEプログラムは、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進している。

キーテクノロジー研究開発の推進は、経済社会の発展や安全・安心の確保など我が国の維持・発展の基盤となるキーテクノロジーの更なる進展を図るため、ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料分野において戦略的に取り組むべき研究開発を推進している。

地球観測システム構築推進プランは、地球観測サミットでうたわれた地球観測システムの構築に向けて、我が国が先導的に取り組むべき研究領域について技術開発・観測研究等を推進している。

原子力システム研究開発事業は、次世代の核燃料サイクルについて、より安全確保の仕組みが分かりやすく、高効率な燃料利用による燃料を無駄にしない、放射性廃棄物排出の大幅な低減の図れる革新的原子力システムの実現に資するための研究開発を実施している。

先端計測分析技術・機器開発事業は、最先端の研究ニーズに応えるため、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発を推進している。

独創的革新技术開発研究提案公募制度及びこれを引き継ぐ革新技术開発研究事業は、民間等の有する革新性の高い独創的な技術を、より革新的かつ実用的な技術へ育成することによって、新産業の創出などを促進している。

独創的シーズ展開事業は、大学・公的研究機関等の独創的な研究成果（シーズ）について、研究成果の実用化に向けて展開を図るため、課題の技術フェーズに応じた研究開発を実施し、研究成果の社会還元を促進している。

重点地域研究開発推進事業は、研究成果活用プラザ及びJSTサテライトにおいて、地域における新産業の創出に資するコーディネート活動、技術開発活動、ベンチャー支援活動を展開し、技術移転を推進している。

地域結集型共同研究事業は、地域として企業化の必要性の高い分野の個別研究開発課題を集約的に取り扱う産学官の共同研究事業である。

④厚生労働省

厚生労働省では、厚生労働科学研究費補助金により、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図っている。

注 ピア・レビュー：専門分野の近い研究者による審査

厚生労働科学研究費補助金は、①行政政策研究分野、②「ヒトゲノム・再生医療等研究」等の厚生科学基盤研究分野、③「第3次がん総合戦略研究」や、「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究」等の疾病・障害対策研究分野、及び④「エイズ・肝炎・新興再興感染症研究」等の健康安全確保総合研究分野の4分野に分けて研究を実施している。

⑤農林水産省

農林水産省では、農林水産業の生産現場に密着した試験研究の推進を図ることを目的とした「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」、新産業の創出でアグリビジネスの活性化を図ることを目的とした「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」、短期集中的な研究開発により食料産業等が直面している諸課題解決を図ることを目的とした「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業」を実施している。また、農業・生物系特定産業技術研究機構において、生物機能の高度利用等を促進する「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」やバイオ等生物系先端技術により新産業の創出、企業化を促進することを目的として、「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」等を実施している。

⑥経済産業省

経済産業省では、大学等の技術力を活用した、地域における産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）を組織し、実用化を念頭においた高度な研究開発を行う「地域新生コンソーシアム研究開発」や、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための革新的・独創的な研究開発テーマを公募しその開発を支援する「革新的実用原子力技術開発」を実施している。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構において、産業界からの期待が大きい技術課題に対して優れた提案を行った大学等の若手研究者等の研究を支援する「産業技術研究助成事業」や、民間事業者と大学等が連携して行う優れた研究開発テーマを支援し、民間事業者による大学等の研究成果の事業化を目的とした「大学発事業創出実用化研究開発」を実施している。さらに、石油天然ガス・金属鉱物資源機構において、石油・天然ガスの探鉱開発等に関する独創的・革新的な技術課題を公募により研究開発する「石油・天然ガス開発・利用促進型事業」を実施している。

⑦国土交通省

国土交通省では、鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、「運輸分野における基礎的研究推進制度」により、画期的な技術革新をもたらす可能性を有する新たな発想に立った新技術を創出するための独創性、革新性のある基礎的研究を推進している。また、建設以外の他分野を含めた連携を進め、広範な学際領域における建設技術革新を促進し、それらの成果を公共事業等で活用することを目的に、「建設技術研究開発助成制度」により大学の研究者等に対して研究開発費を助成している。

⑧環境省

環境省では、「地球環境研究総合推進費」により、関係閣僚会議において策定される地球環境保全調査研究等総合推進計画を踏まえて研究を推進している。また、「環境技術開発等推進費」により、環境技術の開発・普及を重点的・戦略的に推進するとともに、「廃棄物処理等科学研究費補助金」により、廃棄物の排出の抑制と再生利用の促進、適正処理の確保、廃棄物処理対策に関する

各種研究の充実を図っている。また、基盤的な二酸化炭素排出抑制対策技術の実用化に向けた開発の推進を目的として「地球温暖化対策技術開発事業」を平成16年度から創設した。

(2) 任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上

創造性・独創性豊かで広い視野を有する研究者を養成し、競争的で活力ある研究開発環境を実現するためには、研究者の流動性向上を図り、研究者が様々な研究の場を経験することが重要である。

こうした研究者の流動性向上に向けて、国立試験研究機関等においては、平成9年に成立した「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」により、任期付研究員の採用が可能となり、これまでの採用状況は第3-3-2表のとおりである。

第3-3-2表 ▶ 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」に基づく採用状況

	機関数	採用者数
国立試験研究機関等	43	1,170
うち招へい型	25	184
うち若手育成型	39	986

注) 採用者数は平成17年10月1日現在までの累積を示す。
資料：人事院調べ（平成17年10月）

また、大学及び大学共同利用機関等においては、同じく平成9年に成立した「大学の教員等の任期に関する法律」により、各大学等の判断により任期制の導入が可能となっており、この法律に基づく任期制の導入状況は第3-3-3表のとおりである。

第3-3-3表 ▶ 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制の導入状況

	大学等数	適用者数
国立大学	88	5,485
公立大学	20	292
私立大学	139	2,580
大学共同利用機関	10	107

資料：文部科学省調べ（平成15年10月）
* 私立大学については、常勤の教員に限る。

(3) 若手研究者の自立性の向上

我が国が科学技術創造立国を目指す上で、将来の研究活動を担う創造性豊かな優れた若手研究者を養成・確保することは極めて重要である。

基本計画においては、「優れた若手研究者がその能力を最大限発揮できるように、若手研究者の自立性を確保する」とされていること等を踏まえ、大学の教員組織の見直しについて、中央教育審議会において検討が行われ、平成17年1月に答申された「我が国の高等教育の将来像」において、助教授・助手の位置付けの見直し等が提言された。これらを受け、平成17年7月に学校教育法が改正され、平成19年4月から大学の教員組織の整備（准教授、助教の新設など）が行われる

こととなった。新たに設けられる「助教」という職は、若手研究者が自ら教育研究を行うことのできる第1段階の大学教員の職として明確に位置付けられるものである。この制度改正により、大学教員を志す若手教員が柔軟な発想を生かした教育研究活動を展開しながら、自らの資質能力を向上させていく環境がより一層整備されることが期待される。

●若手研究者による独創的な研究活動の支援

世界的に優れた研究成果を上げた研究者の多くは、30歳代にその後の研究の基盤となる研究を行っており、関係府省においては、このような時期の若手研究者による独創的な研究活動を支援する各種取組を推進している。

①総務省

平成14年度に創設した「戦略的情報通信研究開発推進制度」において、35歳以下の若手研究者の育成を目的とした「若手先端IT研究者育成型研究開発」を設けている。

②文部科学省

柔軟な発想と挑戦する意欲を持った若手研究者が自立して研究できる体制を整備するため、科学研究費補助金において、若手研究者を対象とする研究費を約267億円措置するなど、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充に努めている。

③農林水産省

農業・生物系特定産業技術研究機構が実施する新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業において、柔軟な発想と意欲を持った若手研究者が主体的に研究できる条件を整備するため、若手研究者支援型を設け推進している。

④経済産業省

新エネルギー・産業技術総合開発機構では、平成12年度に創設した「産業技術研究助成事業」において、若手研究者による独創的な研究を推進している。

⑤環境省

若手研究者による研究を推進するため、環境省の競争的資金において、特別枠を設け、若手研究者の研究支援をしている。

●ポストドクター等に対する支援

関係府省においては、競争的資金を拡充する中で、当該資金による研究プロジェクトにポストドクター等を参画させ資質向上等を図る機会を拡充するとともに、ポストドクター等に対する各種支援制度を推進している。

①文部科学省

日本学術振興会では、優れた研究能力を有するポストドクター等が主体的に研究に専念できるよう支援する特別研究員事業を推進している。本事業においては、平成17年度より、選考審査体制や研究報告書を改善し、質的な面での充実に努めている。

科学技術振興機構では、個人型研究（さきがけ）などの戦略的創造研究推進事業において、柔軟な発想とチャレンジ精神に富むポストドクターを含めた若手研究者が中心となり、知的財産の形成及び新技術の創製に向けて研究を推進している。

理化学研究所では、独創性に富む若手研究者に同研究所において自発的かつ主体的に研究できる場を提供する基礎科学特別研究員制度など、ポストドクター等に対する多様な育成制度を推進している。

②厚生労働省

厚生労働科学研究推進事業により、計500人以上のポストドクター等を支援・活用する措置を講じた。

③農林水産省

農業・生物系特定産業技術研究機構が実施する新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業において147人の若手研究者の活用を行うなど計263人のポストドクター等を支援・活用する措置を講じた。

④経済産業省

新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する産業技術フェローシップ事業により、平成17年度は57人のポストドクター等を支援・活用する措置を講じた。

(4) 評価システムの改革

科学技術を振興するためには、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点から適切な評価を実施することが必要である。適切な評価を実施することにより、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会、経済への還元を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。

国の研究開発評価について基本的な方針を示したガイドラインである「国の研究開発評価に関する大綱的指針」について、総合科学技術会議が行ったフォローアップ等により評価システム改革の進展がなお不十分な点があることや評価の実施に伴う新たな課題が明らかになったことを受け、平成17年3月29日に新たな指針が内閣総理大臣決定された。

各府省は同大綱的指針に沿って評価方法等に関する具体的な指針を定めることとなっている。科学技術関係経費の6割以上を占める文部科学省においては、同年9月に「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を改定し、①創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価の実施、②評価資源の確保や評価支援体制の強化、③効果的・効率的な評価システムへの改革、の三つの方向性に基つき、極力具体的な内容を盛り込んだ。同指針等に基づく評価の実施例を挙げれば、総額10億円以上の新規あるいは拡充を予定している研究開発課題について外部評価を活用した事前評価を行い、概算要求の適否等の判断材料として活用しているとともに、その後も中間評価、事後評価等を適切に行っている。

また、内閣府は、関係府省の協力を得て、国費による個々の研究開発課題について、政府研究開発データベースに、研究者、資金、成果、評価結果その他のデータを一元的に登録し、内閣府及び関係省庁において活用している。

他方、独立行政法人の研究開発機関については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103

号)に基づき、業務の実績に関する評価が実施されている。また、国立大学法人等については、「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)に基づき、業務の実績に関する評価が実施される(教育研究の状況については大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重)。さらに、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価が平成14年4月から実施されており、多額の費用を要することが見込まれる個々の研究開発課題について事前評価が義務付けられている。

(5) 制度の弾力的・効果的・効率的運用

研究開発の特性を踏まえて、制度を弾力的・効果的・効率的に運用することが必要である。このため、国立試験研究機関においては、研究実績に応じて所長等の裁量で予算を重点配分すること、研究課題に応じた研究者の配置と研究期間の設定等、研究開発の進展や変化に対応するため、機関内の措置により機動的・弾力的に改変できる組織形態を活用する取組が開始されている。

また、文部科学省では、科学技術振興調整費を活用して、年度途中で緊急に対応を必要とするような事態に機動的に対処するためのプログラムとして「緊急に対応を必要とする研究開発等」を設定している。

また、研究集会における研究成果の発表に関連し、特許法第30条において、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性の喪失の例外と定めているが、特許庁においては、大学等における研究活動についても、この例外規定を適用している。

(6) 人材の活用と多様なキャリアパスの開拓

研究活動の活性化を図る観点から、大学や研究機関においては、多様な人材が活躍できるよう積極的な取組が期待される。

平成17年4月に取りまとめられた科学技術・学術審議会基本計画特別委員会報告「第3期科学技術基本計画の重要施策」においては、外国人研究者のキャリアパスの拡大、外国人研究者の招へい促進と受入環境整備の推進の重要性をうたっており、平成17年度においては、日本学術振興会では海外特別研究員、外国人特別研究員等の研究者交流事業の充実を図っている。また、同報告書においては、女性研究者の活躍促進のため、出産・育児に配慮した措置を拡充することとされており、科学研究費補助金においては、育児休業により研究を中断する女性研究者等を支援するため、1年間中断の後に研究を再開できる弾力的運用を行っている。同様に、日本学術振興会特別研究員事業等においても、本人の希望に基づき、出産や育児を理由とした採用の中断や延長に加え、採用中断中に研究奨励金の一部支給を選択可能とする運用改善を行った。

科学技術・学術審議会人材委員会は、平成17年7月に「多様化する若手研究人材のキャリアパスについて(検討の整理)」を取りまとめ、ポストドクター等若手研究者が大学や公的研究機関の研究職のみならず、産業界など社会の多様な場で活躍するための具体的な取組として、各研究機関が組織的に若手研究者の活躍の機会の確保に取り組むとともに、産業界や学協会と連携し、研究者以外の道へ進むための支援などを行うことが重要であるとした。また、多様なキャリアパスの開拓の一環として、日本学術振興会及び科学技術振興機構においては、競争的資金制度に関する一連の業務を一貫して責任を持って行う、研究経歴のあるプログラム管理者を設置している。

(7) 創造的な研究開発システムの実現

優れた研究成果を生み出し、新しい時代を拓く研究開発システムを実現するためには、機関の長の優れた構想とリーダーシップにより、研究機関の組織改革を進め、国際的に魅力のある卓越した人材創出・研究開発拠点を創出していくことが重要である。

科学技術振興調整費においては、平成13年度から「戦略的研究拠点育成」プログラムを開始し、新たな研究開発システムの構築、組織運営の改革等の独創的かつ先導的な試みにより、他の研究機関に波及する効果の高い取組を行う研究機関を育成・支援している。

平成17年度は、第3-3-4表のとおり3機関が実施機関として採択されており、これまで13機関が先導的な組織改革に取り組んでいる。

第3-3-4表 ▶ 戦略的研究拠点育成（実施機関）

採択年度	実施機関名	構想名
平成13年度	東京大学先端科学研究センター	人間と社会に向かう先端科学技術オープンラボ
	大阪大学大学院工学研究科フロンティア研究機構	フロンティア研究拠点構想
平成14年度	京都大学大学院医学研究科先端領域融合医学研究機構	先端領域融合による開放型医学研究拠点形成
	独立行政法人産業技術総合研究所ベンチャー開発戦略研究センター	ベンチャー開発戦略研究センター
平成15年度	東北大学先進医工学研究機構	先進医工学研究拠点形成
	北海道大学創成科学研究機構	北大リサーチ&ビジネスパーク構想
	独立行政法人物質・材料研究機構若手国際研究拠点	若手国際イノベーション特区
平成16年度	九州大学ユーザーサイエンス機構	ユーザーを基盤とした技術・感性融合機構
	早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構	先端科学と健康医療の融合研究拠点の形成
	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構	デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構
平成17年度	東京女子医科大学国際統合医科学インスティテュート	国際統合医療研究・人材育成拠点の創成
	東京工業大学ソリューション研究機構	東工大統合研究院
	東京大学サステイナビリティ学連携研究機構	「サステイナビリティ学連携研究機構」構想

2 主要な研究機関における研究開発の推進と改革

(1) 大学等

大学等は、学術研究の中心として、我が国の学問的基盤の確保と水準の向上を図ることを基本的な使命の一つとしている。大学等における学術研究は、研究者の自由な発想と自主的な研究活動を源泉として、創造性豊かな新しい知見を生み出すことを本質としており、その主な特色は、人文科学、社会科学及び自然科学の広範な領域にわたる学問の発展を目指していること、研究者の自主性の尊重がその発展にとって不可欠であること、研究と教育が総合的に推進されていることなどである。

文部科学省では、これまでの学術審議会の答申・建議も踏まえ、我が国の学術研究基盤の計画的・重点的な整備を図るとともに、学術研究の進展に柔軟に対応できる、世界に開かれた学術研究体制の整備を図るため、研究費の充実、大学の研究施設・設備の改善、優れた研究者の養成・確保、基礎研究の重点的推進、卓越した研究教育拠点（COE）の形成、研究評価の充実、学術情

報基盤の整備充実など、総合的な施策を積極的に展開している。

また、国立大学及び大学共同利用機関については、予算、組織、人事等の運営上の自律性を拡大することにより、社会に開かれた経営体制を確立して、教育、研究、社会貢献に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある国立大学等となるよう、平成16年4月に国立大学法人法（平成15年法律第112号）により法人化したところである。

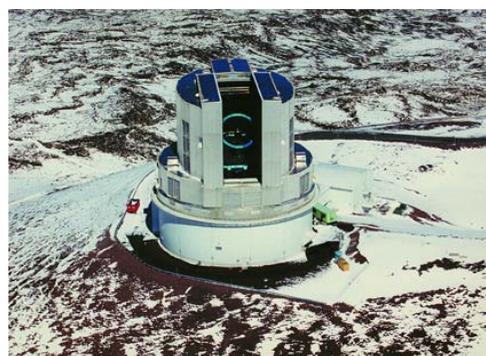
さらに、内閣府を中心に、我が国そして世界の科学技術の進歩の一翼を担い、また、沖縄をアジア・太平洋地域の先端の頭脳集積地域として発展させることを目的として、「国際性」や「柔軟性」などを基本コンセプトとした新たな発想を持った世界最高水準の科学技術大学院大学を沖縄県恩納村に設立することを目指した取組を行っている。平成17年9月には大学院大学の設立準備等を行う沖縄科学技術研究基盤整備機構が設立された。

●大学等における学術研究

我が国の学術研究は、大学の学部、研究科、研究所、研究施設などに加え、特定の大学に属さず全国の大学等の研究者が共同で利用し、研究を行う大学共同利用機関を中心に進められている。

大学には、特定の専門分野についての研究に専念することを目的に研究所が附置されており、学部・大学院における教育研究との連携の下、特色ある研究が進められている。国立大学には、平成17年度現在、59の研究所（うち20は全国共同利用の附置研究所）が設置され、ニュートリノ研究（東京大学宇宙線研究所）などは、世界最高水準の研究成果を上げている。

大学共同利用機関は、平成16年度の法人化に伴い、既存の16研究所が4つの機構（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）に再編されたが、引き続き、全国の大学などの研究者が共同研究を推進する拠点として、また、特色ある大型の施設・設備や資料の共同利用の場として、各分野の発展に大きく貢献するとともに、Bファクトリー計画（高エネルギー加速器研究機構）、大型光学赤外線望遠鏡「すばる」（自然科学研究機構国立天文台）などにより、世界最先端の研究を推進している。また、各機構では、連携組織を設け、異分野の研究者間の交流を促進するなど、既存の組織・分野の枠組みを超えた新分野の創出などの新たな取組を行っている。



大型光学赤外線望遠鏡「すばる」
写真提供：自然科学研究機構国立天文台

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の予算は、平成16年4月から用途が特定されない渡し切りの運営費交付金として配分されている。また、法人化後は、各法人の判断によるより自主的な研究組織の改廃が可能となり、一層機動的な研究活動が展開できるようになった。さらに、各法人の個性に応じた意欲的な取組を重点的に支援する経費として「特別教育研究経費」が設けられており、各法人が提案・要望する戦略的な研究活動や、国際的な取組、地域貢献に資する活動等に必要な経費に対する支援を行っている。

●私立大学への支援充実

我が国の大学の学生数の約75%を占めるとともに、それぞれ独自の建学の精神に基づき、特色のある教育研究活動を積極的に展開している私立大学を支援するため、文部科学省では次の施策

を実施している。

経常費に対する補助のうち、「私立大学教育研究高度化推進特別補助」において、世界水準の優れた大学づくりを目指す観点から、教育・研究の取組状況等に応じた重点的支援を推進している。

また、施設・設備等に対する補助により、「私立大学学術研究高度化推進事業」で選定された優れた研究プロジェクトの実施に必要な研究施設・設備等の一体的な整備や、マルチメディアに対応した施設の改造工事、学内LANの整備等を支援している。

税制面においては、教育研究事業に係る法人税や事業税が非課税となる等の種々の優遇措置が設けられているが、さらに、学校法人に対する個人寄附に係る税制については、平成18年分より、所得税法上の寄附金控除の適用控除下限額が、従来の1万円から5千円に引き下げられ、学校法人における多様な民間資金の導入のための条件整備が図られた。

●科学技術・学術審議会における審議

科学技術・学術審議会は、文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興に関する重要事項や学術の振興に関する重要事項について調査審議を行うとともに、文部科学大臣に対し自ら意見を述べることを行うものであり、同審議会には、大学等を中心に行われる学術の振興に関する重要事項について調査審議を行うため学術分科会が設置されている（第3-1-6表参照）。

(2) 日本学術会議

「日本学術会議」は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立ち、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和24年1月、内閣総理大臣の所管の下に「特別の機関」として設立された。我が国の約79万人の科学者の代表として選出された210人の会員により組織され、独立して、①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることを職務として活動している。

平成16年4月に日本学術会議の所轄、組織、会員の選考方法等の改正を内容とした「日本学術会議法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、平成17年4月に内閣府に移管、同年10月に組織、運営面での改革を行い、新体制が発足した。

新体制下の日本学術会議は、総合科学技術会議と「車の両輪」として、我が国の科学の向上発達に寄与するため、以下に重点を置いた活動を推進していくこととしている。

① 政策提言

政策決定者に対し、科学者としての専門的かつ信頼性のある見解の提示・助言を行う。

② 科学者に関する連絡・調整

科学者間の交流を促進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制の強化を図ることにより緊密な科学者間ネットワークの構築を図る。

③ 科学に関する国際交流

地球的規模の課題に対し各国の科学者と連携して、科学的知見に基づく提言を行うなど、科学者の国際協力体制の構築を図る。

④ 社会とのコミュニケーション

学術会議会員自らが、社会に対して分かりやすい言葉で科学や研究の意義について語ることで、科学についての世論を啓発し、特に青少年の科学力増進を図る。

● 審議活動

今後の科学技術政策の戦略的在り方について、日本学術会議としての声明を「日本の科学技術政策の要諦」として取りまとめて、平成17年4月、日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し手交した。これは、国家ビジョンとして2050年までに「品格ある国家」、「アジアの信頼」構築を実現することを掲げ、そのための目標ミッションを設定し、建議したものである。

また、「日本の科学技術政策の要諦」の基本的考え方に立脚しつつ、最も緊急性のある課題の一つである「大都市における地震災害時の安全の確保について」の勧告を、平成17年4月、日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し手交した。

なお、平成17年度においては、勧告1件、要望・声明7件、対外報告68件を行った。

● 国際学術交流

日本学術会議は、国際学術会議 (ICSU (注1))、インターアカデミーカウンシル (IAC (注2)) をはじめ48の国際学術団体に我が国を代表して加入するとともに、地球圏－生物圏国際協同研究計画 (IGBP (注3)) 等6の国際学術協力事業に積極的に参画するなど、諸外国との連携に努めている。

特に、日本学術会議を含むG8各国の学術会議では毎年のG8サミットの議題に関して、共同で提言 (共同声明) を発出するとともに、G8開催国でG8の各学術会議の代表が一堂に会して議論をしていく枠組みを構築する方向で一致し、2005年 (平成17年) からG8学術会議の活動が開始された。同年7月には、英国のグレンイーグルズで開催されたG8サミットにおける主要議題であった「気候変動」及び「アフリカ開発」に関して、これに先立つ6月に、G8各国及び関係国の学術会議が共同で声明を発出し、G8サミットの議論については声明に大きな影響を及ぼした。日本学術会議は、アジア地域で唯一同会議に参画することから、積極的かつ主導的な役割を担っていくこととしている。

アジア地域の各国と学術研究分野での連携・協力を図ることを目的とし、日本学術会議が事務局となり、会員各国持ち回りで開催する国際学術団体「アジア学術会議」(SCA (注4)) は、アジアの持続的発展をテーマに毎年各国で会議を開催しており、2005年 (平成17年) 5月に第5回会議をベトナムで開催した。

また、2005年 (平成17年) 9月、京都において、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2005－アジアのダイナミズムと不確実性－」を開催した。同会議では、議長総括が採択され、経済と環境の調和などについての踏み込んだ議論を基に、科学者が挑戦して行くべき課題などが盛り込まれた。

このほか、日本学術会議は、我が国で開催される重要な学術関係国際会議について、閣議の了解を得て学術研究団体と共同主催しており、平成17年度においては、「第18回世界心身医学会議」をはじめ、8件について共同主催した。

● 公開講演会、シンポジウム

日本学術会議は、学術の成果を国民に還元するための活動として、主催講演会等を開催している。また、各部や分野別委員会等が中心になり、学協会との連携の下に、各種の学術上の問題を

注1 ICSU : International Council for Science

注2 IAC : Inter Academy Council

注3 IGBP : International Geosphere-Biosphere Programme

注4 SCA : Science Council of Asia

捉えて、積極的にシンポジウムなどを開催している。

なお、平成17年度は、公開講演会3件、シンポジウム等107件を開催した。

さらに、産学官連携を推進するため、平成17年6月に「第4回産学官連携推進会議」（京都）、同年11月に「第5回産学官連携サミット」（東京）を内閣府及び社団法人日本経済団体連合会などと共同主催するとともに、同年9月（札幌）及び平成18年3月（金沢）の計2回「地域振興フォーラム」を主催した。

●科学者間ネットワークの構築

日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの中核として、人文科学、自然科学を問わず、科学者の意見を集約している。学術の動向を把握し、将来計画の立案及び研究条件の整備などについて検討するとともに、関係する研究機関及び学術研究団体との連絡調整を行っている。学術研究団体については、「日本学術会議協力学術研究団体」となっている約1,200余の学協会と連携している。

また、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの地区会議を組織している。

(3) 国立試験研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人研究機関等

国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関等では、政策目的の達成を使命とし、我が国の科学技術の向上につながる基礎的・先導的研究及び政策ニーズに沿った具体的な目標を掲げた体系的・総合的研究を中心に重点的に研究開発を行うことが重要である。また、地方公共団体に設置されている公設試験研究機関は、地域産業・現場のニーズに即した技術開発・技術指導に重要な役割を担っている。

国立試験研究機関（国土地理院、海上保安庁海洋情報部等を含む。）、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関における平成17年度の試験研究費・人件費・施設費などを含めた科学技術関係経費の総額は、1兆3,626億円となっている。

(4) 民間企業

国の活動とあいまって重要な役割を担う民間の研究開発を活性化させるべく、国は、民間の自助努力を基本としつつ広く民間の研究開発の意欲を高めることが重要である。

●税制による民間における研究活動の振興

民間における研究活動の振興を図るため、第3-3-5表のとおり、様々な税制上の措置が設けられている。このうち、平成18年度税制改正において、試験研究費に係る税額控除について、試験研究費の総額に一定の控除率が適用される従来の仕組みに加え、試験研究費の増加額に対して控除率を上乗せする措置が2年間の特例として講じられるとともに、所得税の寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げられるなどの措置が講じられた。

第3-3-5表 ▶ 主な科学技術振興関係税制

事項	趣旨	内 容	根 拠	備 考
研究開発税制	民間等による研究開発投資の促進	試験研究費に係る税額控除制度	租税特別措置法第10条（所得税）、第42条の4、第68条の9（法人税）地方税法附則第8条第1項	平成15年度創設
		I. 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度 (1) 試験研究費の総額の一定割合（8%～10%）を税額控除（ただし、法人税額の20%相当額を限度）（法人税）。 (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）。		
		II. 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度 (1) 公的試験研究機関（独立行政法人を含む）、大学等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究について、上記Iと合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額を税額控除（ただし、上記Iの特別税額控除額と合計して、法人税額の20%相当額を限度）（法人税）。 (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）。		
		III. 中小企業技術基盤強化税制（I・IIの制度に代えて適用） (1) 中小企業者等の試験研究費の額の12%相当額を税額控除（ただし、法人税額の20%相当額を限度）（法人税）。 (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）。 (3) (1)の税額控除額を法人住民税の課税標準から控除（地方税）。		
IV. 試験研究費の増加額に係る税額控除制度 (1) 上記I又はIIIの試験研究費の額が直近3事業年度の平均額を超え、かつ直近2事業年度の額を超える場合、その超える額の5%相当額を追加的に税額控除（この場合でも、法人税額の20%相当額を限度）（法人税）。 (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）。	平成18年度創設 （平成19年度まで）			
寄付金控除等	科学技術・学術の振興	(1) 個人又は法人が次の寄付金等を支出した場合は、寄付金控除等の優遇措置の対象とする。 ① 公益法人等に対する寄付金のうち、広く一般に募集され、教育又は科学の振興等に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であるものとして財務大臣が指定したもの（指定寄付金） ② 公益法人等のうち、教育又は科学の振興等、公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（特定公益増進法人）に対する寄付金でその法人の主たる目的である業務に関連するもの ③ 特定公益信託のうち、教育又は科学の振興等、公益の増進に著しく寄与し、一定の要件を満たすものとして主務大臣の認定を受けたもの（認定特定公益信託）の信託財産とするための拠出金 (2) 公益を目的とする事業を営む法人に対する現物寄付で、教育又は科学の振興等、公益の増進に著しく寄与すること等の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、みなし譲渡所得を非課税とする。	法人税法第37条 所得税法第78条 租税特別措置法第40条	昭和21年度創設（法人税）、昭和37年度創設（所得税） 昭和36年度創設（法人税）、昭和37年度創設（所得税） 昭和62年度創設 平成15年度承認手続の簡素化等 平成17年度控除適用限度額の引き上げ 平成18年度控除適用下限額の引き下げ

事項	趣旨	内容	根拠	備考
学術研究法人の研究資産に対する非課税措置	科学技術・学術の振興	民法第34条の法人で学術の研究を目的とするものが、その目的のため直接その研究の用に供する資産に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税を非課税とする。	地方税法第73条の4第1項、第348条第2項、第586条第2項、第702の2第2項	昭和26年度（固定資産税）、昭和29年度（不動産取得税）、昭和31年度（都市計画税）昭和48年度（特別土地保有税）創設
バイオテクノロジー研究用資産に係る課税標準の特例措置	公共への危害防止に係る負担軽減	遺伝子組換え技術等の試験研究に必要な設備で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」により執らなければならない拡散防止措置に必要な設備を新たに取得した場合、固定資産税の課税標準を3年分に限り6分の5とする。	地方税法附則第15条第19項	昭和61年度創設（平成19年度まで）
研究交流促進税制	研究交流の促進及び地域経済の活性化	民法第34条法人が、国立大学法人又は大学共同利用機関法人との共同研究に必要な施設を当該国立大学法人等の敷地内に整備した場合、不動産取得税の課税標準を2分の1とするとともに、固定資産税の課税標準を取得から5年間は2分の1、その後5年間は4分の3とする。	地方税法附則第11条第14項、第15条第21項	平成11年度創設（不動産取得税）平成12年度創設（固定資産税）（平成18年度まで）

●出融資等による民間における研究活動の振興

民間における研究活動を促進するため、様々な政府系機関により、技術開発に対する出融資等の制度が講じられている。以下、主なものを紹介する。

①農業・生物系特定産業技術研究機構

農業・生物系特定産業技術研究機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進することを目的として、産業投資特別会計からの出融資及び民間からの出資等を資金として、条件付利子減免融資、出資、共同研究のあっせん等の事業を行った。

②その他の融資制度

我が国産業の技術水準の著しい向上に寄与すると認められる新技術の開発を図るため、企業の行う新技術に係る技術開発資金に対して日本政策投資銀行が新技術開発融資制度により低利かつ円滑な資金の融資を行っている。

●補助金等による民間における研究活動の振興

民間の事業化へ向けた研究開発を支援するため、研究開発活動に対する支援制度が講じられている。以下、主なものを紹介する。

①希少疾病用医薬品等の助成金交付事業

我が国で極めて患者数が少ない疾病の治療薬等の研究開発を支援するため、当該医薬品等の試験研究に係る費用の助成を行っている。

②民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業

アグリビジネスの活性化を図るため、研究成果の実用化を担う民間企業等が、大学、独立行政法人のポテンシャルを活用して取り組む研究開発を支援している。

③地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業

農林水産・食品関連産業などの食料産業等活動現場において、直面している緊急的に解決すべ

き諸課題に対し、民間企業等の研究機関が行う短期集中的な研究開発等を支援している。

④生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

産学官における研究開発能力を結集し、異分野の研究者が共同して行う融合研究や起業化を促進するための研究開発を提案公募方式で実施するとともに、連携の構築支援を実施している。

⑤創造技術研究開発費補助金

中小企業の技術開発、技術力向上等の観点から、中小企業が行う創造的な新製品開発、新技術研究開発のための費用に対する補助を行っている。

⑥先進技術型研究開発助成金

将来的にニュービジネスの創出に結び付くような通信・放送技術に関連する先進的な研究開発を行うベンチャー企業等に情報通信研究機構を通じ研究開発費の助成を行っている。

⑦高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金

高齢者・障害者向け通信・放送サービスの開発に必要な研究開発を行う民間企業等に対し、情報通信研究機構を通じ、研究開発費の助成を行っている。

⑧地域新規産業創造技術開発費補助事業

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援している。

⑨民間基盤技術研究支援制度

民間において行われる鉱業、工業、電気通信業、放送業に係る基盤技術に関する試験研究を促進することを目的として、通信・放送技術に関するものについては情報通信研究機構を通じ、鉱工業技術に関するものについては新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じ、それぞれ提案公募による委託研究事業を行っている。

⑩産業技術実用化開発補助制度

産業技術力の強化を図るために、新たな市場創出や社会ニーズに対応する実用化に向けた技術開発を行う民間企業等に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じ、技術開発費の補助を行っている。

⑪中小企業技術革新制度による補助金・委託費等

(「第3部第3章第2節4「研究開発型ベンチャー企業活性化のための環境整備」の項目に記載)

⑫医薬品・医療機器実用化研究支援事業

保健医療の向上に役立つ医薬品や医療機器に関する技術の実用化段階における研究開発を行う民間企業等に対し、医薬基盤研究所を通じ公募による研究委託事業を行っている。

●その他

中小企業、ベンチャー企業など、特に開業間もない企業においても優秀な人材の確保が図れるよう、起業家精神にあふれる人材の育成・輩出を図るための産業界と大学等との人的交流の促進、大学等の先導的な起業家育成講座等に関する実証研究の実施、ベンチャー企業等へのインターンシップ（学生の就業体験制度）の一層の促進、ストックオプションに係る規制緩和、大学新卒者のベンチャー企業等への就業意欲を喚起するなど施策を進めている。

企業内起業・分社化等による新事業創出を支援するため、分社化、持株会社化等の企業組織の変更が円滑に行われるよう株式交換・株式移転制度を導入する。また、会社分割法制の整備についても検討に着手する。

また、民間による整備が困難な大型で、かつ高価な共同利用施設及び設備については、国により整備がなされ、民間との共同利用施設・設備として提供されている（第3-3-6表）。

第3-3-6表 ▶ 民間には整備が困難な大型かつ高価な共同利用施設・設備の整備状況

府省名	供用開始年度	施設名 施設・設備の概略	民間の利用による課題件数										
			平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
総務省	平成13年	岩手IT研究開発支援センター 本庄情報通信研究開発支援センター 北陸IT研究開発支援センター 北九州IT研究開発支援センター 産学におけるIT研究開発の促進及び大学エリアへの研究機関の集積による地域産業構造の高度化を目的として、情報通信研究機関が整備し、産学の研究共同体等に開放している共同利用型研究開発支援施設	-	-	-	-	-	-	19	8	11	14	17
			-	-	-	-	-	-	-	29	21	32	31
文部科学省	平成8年	数値宇宙エンジン スーパーコンピュータ及び各種サーバ	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成9年	雪水防災実験棟 平成9年3月完成・総工費14億円 2台の降雪装置により結晶型と球形の2種の雪を降らすことが可能。また、降雨、日射、風洞装置を備えており、任意の雪水圏の雪水現象を再現することが可能 低温実験室内：温度 -30～+25℃ 底面積 25m×7m	-	1	3	0	3	6	6	8	8	7	
	平成9年	大型放射光施設（SPring-8） 光速近くまで加速した電子を曲げたときに出てくる放射光を様々な分野で幅広く利用する施設で、理化学研究所が建設。放射光利用研究促進機構に指定された（財）高輝度光科学研究センターが本施設の管理運営を担当し、共用の促進を図っている。	-	5	14	26	50	62	100	115	139	219	
	平成9年	高温衝撃風洞 全長80mの世界最大級の自由ピストン型衝撃風洞。最大圧力150Mpa、最高エンタルピー25MJ/kg	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	平成10年	超強磁界発生装置（強磁場マグネット） 磁場の強さ、空間的広さ、精度、安定度に関して世界一級の40t級ハイブリッドマグネットをはじめ各種マグネットを利用し、電子物性、材料特性等の測定を行う先端的設備	16	16	62	73	70	68	83	86	85	94	
	平成17年	実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス） 地震による被害の軽減を図るため、実大規模の構造物を実際に破壊し、破壊メカニズムの解明や耐震補強効果の検証等を行う、世界最大級（搭載面積15m×20m 最大搭載重量1,200t）の振動台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	農林水産省	平成8年	木質耐震・快適性工学実験棟 木質建造物の耐震実験施設：反力床、反力壁、耐震試験施設 油圧加力器300kN 2基、200kN 2基、100kN 2基	-	1	2	1	1	0	0	1	2	1
国土交通省	平成9年	三次元大型振動台 大規模な地震動 （例：兵庫県南部地震、新潟県中越地震）を再現することにより、地盤・構造物の地震時挙動を調べるための振動実験装置。テーブル面積8m×8m、最大搭載重量300tf、最大加速度±2G、最大変位水平±60cm 鉛直±30cm。）	-	0	0	1	1	1	1	1	14	16	
	平成11年	自然共生研究センター 自然と人間が共生できる技術開発などを目的に、河川・湖沼の生態系保全などを研究	-	-	-	5	3	0	2	1	0	0	

注）平成8年度以降に供用を開始し、平成18年3月31日現在、民間の利用が可能なものを記載している。